
関連資料

岡垣町介護保険事業計画等策定委員会設置規則

(趣旨)

第1条 岡垣町附属機関の設置に関する条例（昭和57年岡垣町条例第15号）第3条の規定に基づき、岡垣町介護保険事業計画等策定委員会（以下「委員会」という。）の所掌事務、組織、委員及びその運営に関して必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について調査、審議を行う。

- (1) 介護保険事業計画策定に関する事項
- (2) 高齢者保健福祉計画策定に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、10人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉関係者
- (3) 保健・医療関係者
- (4) 住民代表
- (5) その他町長が必要と認めた者

3 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、委員会の会務を総理し、会議の議長となる。

2 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会は、第2条に規定する事項について必要があるときは、町の関係機関等の意見を聴取することができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、第2条に規定する所掌事務が終了したときまでとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮り決定する。

岡垣町介護保険事業計画等策定委員会委員名簿

区分	氏名	所属（団体名）	備考
学識経験者	小八重 勝利	岡垣町社会福祉協議会	委員長
福祉関係者	藤原 一子	岡垣町民生委員・児童委員協議会	副委員長
	廣渡 洋子	岡垣町高齢者相談センター	
保健・医療 関係者	今津 和彦	遠賀中間医師会	
	竹之山 利夫	遠賀中間医師会おかがき病院	
	小西 重信	福岡県老人福祉施設協議会	
	花田 利生	社会福祉法人 日本傷痍者更生会	
住民代表	陰山 博	岡垣町老人クラブ寿会連合会	
	大谷 清	岡垣町自治区長会	
	佐々木 征子	岡垣町ボランティア連絡協議会	

策定経過の概要

年月日	策定内容
平成26年 4月11日	第1回介護保険事業計画等検討委員会 ●岡垣町高齢者福祉計画策定について ●策定業務委託事業者選定のプロポーザル実施について
6月30日	第2回介護保険事業計画等検討委員会 ●住民アンケートについて ●介護保険事業計画等策定委員会の設置について
7月9日	第1回介護保険事業計画等策定委員会 ●委員長・副委員長の選出 ●「岡垣町高齢者福祉計画」についての諮問 ●岡垣町高齢者福祉計画策定について ●住民アンケートについて
7月22日 ～8月18日	住民アンケート調査 ・日常生活圏域ニーズ調査 ・高齢者の生活と健康福祉に関する調査（要介護者） ・高齢者の生活と健康福祉に関する調査（要支援者）
9月6日	住民ワークショップ（いこいの里福祉大学）
9月29日	第3回介護保険事業計画等検討委員会 ●アンケート結果について ●住民ワークショップ結果について ●介護保険法改正について
10月8日	第2回介護保険事業計画等策定委員会 ●アンケート結果について ●住民ワークショップ結果について ●介護保険法改正について
11月11日・17日 18日・26日	団体ヒアリング（岡垣町老人クラブ寿会連合会、民生委員・児童委員協議会、居宅介護支援事業所、在宅介護者の会）
11月17日	第4回介護保険事業計画等検討委員会 ●アンケート分析結果報告について ●現計画の進捗状況調査結果について ●団体ヒアリングの実施について ●計画の基本構成（案）について
11月26日	第3回介護保険事業計画等策定委員会 ●アンケート分析結果報告について ●団体ヒアリング結果について ●現計画の進捗状況調査結果について ●計画の基本構成（案）について

年月日	策定内容
平成 27 年 1 月 7 日	第 5 回介護保険事業計画等検討委員会 ●介護保険法改正への対応について ●団体ヒアリング結果について ●高齢者福祉計画素案について ●パブリックコメントの実施について
1 月 14 日	第 4 回介護保険事業計画等策定委員会 ●介護保険法改正への対応について ●団体ヒアリング結果について ●高齢者福祉計画素案について ●パブリックコメントの実施について
平成 27 年 1 月 19 日 ～1 月 30 日	パブリックコメント
2 月 18 日	第 6 回介護保険事業計画等検討委員会 ●パブリックコメント結果について ●高齢者福祉計画案について
2 月 25 日	第 5 回介護保険事業計画等策定委員会 ●パブリックコメント結果について ●高齢者福祉計画案について
3 月 18 日	第 6 回介護保険事業計画等策定委員会 ●高齢者福祉計画案について ●第 6 期介護保険料について ●答申

岡垣町医療機関一覧

平成26年10月1日現在

病 院 名	診 療 科 目	住 所
いまづクリニック	内科・消化器科	東山田1-7-16
占部胃腸科内科医院	内科・胃腸科	内浦1112-3
岡垣腎クリニック	人工透析内科・循環器内科	海老津駅前10-16
遠賀中間医師会 おかがき病院	内科・消化器科・循環器科・精神科(認知症)・リハビリテーション科	手野145
加藤医院	内科・小児科・胃腸科・リハビリテーション科	海老津駅前11-14
くわのキッズクリニック	小児科	海老津2-7-6
公園通りクリニック	内科・放射線科	公園通り1-1-12
高陽診療所(有山医院)	内科・小児科	東松原1-15-30
こんどう胃腸科外科医院	胃腸科・外科・肛門科・リハビリテーション科	海老津駅前7-16
柴山クリニック	内科・消化器科・リハビリテーション科	中央台3-5-2
高倉クリニック	内科・心療内科・精神科・神経科	公園通り1-7-1
田中ひろし小児内科医院	小児科・循環器科	高倉677-1
堤病院	精神科・神経科・内科	鍋田2-1-1
徳永眼科医院	眼科	中央台3-1-6
ひぐち耳鼻咽喉科	耳鼻咽喉科	公園通り1-1-19
平野皮膚科クリニック	皮膚科	海老津駅前2-22
ふじた医院	内科・循環器科・リハビリテーション科	野間2-3-11
松永整形外科医院	整形外科・リハビリテーション科	中央台3-1-15
光野泌尿器科	泌尿器科	海老津駅前8-1
やまがたクリニック	内科	公園通り3-1-37
吉村整形外科クリニック	整形外科・リウマチ科・リハビリテーション科	野間2-7-5
おかがきデンタルクリニック	歯科・小児歯科・歯科口腔外科	黒山338-1
川元歯科医院	歯科	海老津駅前3-10
岸本歯科医院	歯科・小児歯科・矯正歯科	海老津駅前3-21
くまがい歯科医院	歯科	桜台12-1
たるたに歯科医院	歯科・小児歯科・歯科口腔外科	公園通り1-1-22
なかむら歯科	歯科・小児歯科	海老津駅前7-10 コンフォート11階
なかやま歯科医院	歯科・小児歯科・矯正歯科・歯科口腔外科	東山田1-23-7
にのみや歯科医院	歯科・小児歯科・歯科口腔外科・矯正歯科	吉木1935-1
三浦歯科医院	歯科・小児歯科・矯正歯科	高陽台1-12-5
守田歯科医院	歯科・矯正歯科	中央台3-1-3-205
守谷歯科医院	歯科・小児歯科・矯正歯科	野間2-16-5
森山歯科医院	歯科・小児歯科・歯科口腔外科	中央台5-1-20
山田歯科クリニック	歯科・小児歯科・歯科口腔外科	鍋田1-1-11
和田歯科医院	歯科・小児歯科・歯科口腔外科	野間4-1-17
遠賀中間医師会おんが病院※	消化器内科・循環器内科・呼吸器内科・小児科・外科・呼吸器外科・脳神経外科・整形外科・放射線科・麻酔科・内科・糖尿病内科・救急科・リウマチ科・総合診療科 健診部	遠賀町尾崎1725-2

※町外の医療機関ですが、岡垣町に隣接しているため掲載しています。

岡垣町介護保険サービス事業所一覧

平成27年3月1日現在

種別	事業所名	住所
居宅介護支援事業所	愛サービス北九州・ケアプラン相談センター	手野1380-1
	ケアプランサービス海老津園	東松原2-2-18
	恵の家居宅介護支援事業所	高倉598-1
	いこいの里ホームヘルパーステーション	高倉598-1
	成晴会ケアプランサービスステーション	公園通り1-7-1 高倉苑1F
訪問介護	愛サービス北九州・在宅介護ステーション	手野1380-1
	ヘルパーステーション海老津園	海老津708-3
	いこいの里ホームヘルパーステーション	高倉598-1
	ヘルパーステーションえびつ	高陽台3-5-7
	ケアセンターであい	高倉1087-1
	ヘルパーステーションたかくら	東高倉2-21-2
	けやき公園通りヘルパーステーション	公園通り1-13-1
	ヘルパーステーションわらいの里	糠塚436-1
	ほがらかヘルパーステーション	野間2-10-3-102
訪問看護	高倉苑訪問看護ステーション	公園通り1-7-1
	ほがらか訪問看護ステーション	野間2-10-3-102
訪問リハビリテーション	おかがき病院訪問リハビリテーション	手野145
通所介護	デイサービスセンター海老津園	海老津708-3
	いこいの里デイサービスセンター	高倉598-1
	ミニデイサービスひなたぼっこ	内浦字和田592
	恵壽苑でいさびす	手野大井1380-2
	でいほむ山庵みんなの家	海老津2-4-15
	デイサービスセンターふれ愛	野間南4-7
	デイサービス森の風	東山田2-3-19
	デイサービスセンターであい	高倉1087-1
	デイサービス東高倉	東高倉2-20-10
	デイサービスセンターおひさま	海老津駅前10-16
	デイサービスいづか屋	三吉820
	けやき公園通りデイサービスセンター	公園通り1-13-1
	リハデイ吉木	吉木東2-23-1
	デイサービスわらいの里	糠塚436-1
	デイサービスぴあ	吉木東1-29-13
	芸術を楽しむ人と恋人達	中央台6-10-9
	山田の小道	山田913-2
	デイサービス白い恋人達	野間2-15-18
	かわせみ日暮し館	山田944
	せるりは岡垣	海老津駅前12-3
	デイサービス美舟	高陽台3-2-28
	デイサービスあさひ	旭台5-3-6
通所リハビリテーション	松永整形外科医院通所リハビリテーション	中央台3-1-15
	更生会にじの郷	中央台3-22-1
	高倉苑通所リハビリテーション	公園通り1-7-1

種別	事業所名	住所
短期入所生活介護	恵の家短期入所生活施設	高倉 578-1
	指定介護老人福祉施設あゆみの里	鍋田 2-1-6
	ショートステイふれ愛	野間南 4-7
短期入所療養介護	更生会 にじの郷	中央台 3-22-1
	高倉苑	公園通り 1-7-1
特定施設入居者生活介護	おんが長寿苑そよ風	野間 2-7-7
小規模多機能型居宅介護	小規模多機能ホーム陽	高陽台 3-18-14
認知症対応型共同生活介護	ヴィラハウス海老津園	海老津 708-3
	グループホーム希望の郷	旭台 3-5-5
	グループホーム更生会にじの郷	中央台 3-22-1
	グループホームひまわり	内浦 955-1
	グループホームなごみ	三吉 385
介護老人福祉施設	恵の家	高倉 578-1
	あゆみの里	鍋田 2-1-6
介護老人保健施設	更生会にじの郷	中央台 3-22-1
	高倉苑	公園通り 1-7-1

用語解説

用語	解説
■ ア行	
インセンティブ	意欲向上や目標達成のための刺激策。個人が行動を起こすときの欲求を刺激し、引きだす誘因をさす。
■ カ行	
介護保険施設	介護保険では、治療が中心か、介護が中心か、またどの程度医療でのケアが必要かによって入所する施設を選択する。施設は介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設の3種類がある。
介護予防ボランティアポイント制度	高齢者が介護保険施設等でボランティア活動を行い、その実績に応じてたまったポイントを換金できる仕組み。
介護予防・日常生活支援総合事業	平成24年の介護保険法の改正で「介護予防事業」の中に位置づけられた事業。平成27年4月施行の改正介護保険法により、「新しい総合事業」へと発展的に見直され、平成27年4月以降3年の移行期間を経て、平成30年度から完全に、市町村事業として実施される。
介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	特別養護老人ホームの入所者に、施設サービス計画に基づいて、介護等の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の管理を行う施設。
介護老人保健施設	介護老人保健施設入所者に対して、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、リハビリや医療等を通して機能訓練、健康管理等を行い、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指した施設。
介護療養型医療施設	入院している人に対して、施設サービス計画に基づき、療養上の管理・看護、医学的な管理下における介護及び機能訓練等を行う施設。 平成29年度末までに介護老人福祉施設および介護老人保健施設への転換が予定されている。
協働	住民や社会を構成する多様な主体と行政とが、相互に自主・自立性を尊重しながら責任と役割分担を自覚し、共通の目的を達成するために、対等な立場に立って議論や意見交換を行い、連携・協力して活動すること。
居宅	在宅と同義語。介護保険法では居宅が法律用語となる。
ケアマネジャー （介護支援専門員）	ケアマネジャーはケアマネジメントの機能を担う専門家のことで、要介護等認定者や家族の相談に応じ、また、要介護等認定者がその心身の状況等に応じて適切なサービスを利用できるよう、市町村、介護サービス事業者、介護保険施設等との調整を行い、また、ケアプランの継続的な管理や評価を行う。

用語	解説
コーディネーター	調整し、まとめあげる人のこと。本計画では高齢者の生活支援の要望に対応できる人材を調整する生活支援コーディネーターをさす。
後期高齢者	65歳以上の高齢者のうち、75歳以上の高齢者をいう。これに対し、65～75歳未満の高齢者を「前期高齢者」という。
高齢化率	総人口に占める高齢者人口（65歳以上人口）の割合。
高齢者	年齢が65歳以上の人をいう。介護保険制度下では、この「高齢者」が第1号被保険者となる。
コミュニティ	一定の地域に居住し、共属感情をもつ人々の集団、共同体。
コミュニティバス	地域住民の利便性向上のため、行政が路線・運賃・ダイヤ・バス停などについて計画し、民間企業とともに一定地域内を運行するバスサービス。
コミュニティビジネス	住民が主体となって地域が抱える課題をビジネスの手法で解決し、またコミュニティの再生を通じて、活動の利益を地域に還元する事業。
■ サ行	
小規模多機能型居宅介護	利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、利用者の選択に応じて、施設への「通い」を中心として、短期間の「宿泊」や利用者の自宅への「訪問」を組合せ、家庭的な環境と地域住民との交流の下で日常生活上の支援や機能訓練を行う介護のこと。
小地域福祉ネットワーク	高齢者や障害者等が、安心して住みなれた地域で暮らしていけるように、地域住民と関係機関が協力・連携し、支援を行っていく体制のこと。〔岡垣町では平成26年度から小地域福祉ネットワーク活動を「お互いさま命のネットワーク活動」と名称を変更している。〕
生涯学習	誰もが人生のあらゆる時期、あらゆる生活の場において、自己を高め、充実する目的で、自由な意思に基づき、自分にあった手段・方法で行う学習活動。
住宅改修	家に手すりをつけたり、段差をなくしたりする工事。
スクリーニング	ふるいわけ。適格審査。
セーフティネット	「安全網」と訳され、網の目のように救済策を張ることで、全体に対して安全や安心を提供するための仕組みのこと。
成年後見制度	家庭裁判所が選任した成年後見人が、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等の判断能力が不十分な方の財産管理、身上監護などを本人に代わって行う制度。介護保険の実施にあわせ、民法を一部改正し、従来の禁治産・準禁治産制度を改め、また比較的軽度な人の利用（補助の創設）や、判断能力があるうちから利用できる任意後見制度、複数の成年後見人の選任など、利用しやすい制度に改められた。
前期高齢者	65歳以上の高齢者のうち、65歳以上～75歳未満の高齢者をいう。これに対し、75歳以上の高齢者を「後期高齢者」という。
■ タ行	
第1号被保険者	65歳以上の人を第1号被保険者という。要支援・要介護と認定されれば給付を受けられる。

用語	解説
第2号被保険者	40歳以上～65歳未満の人で、医療保険加入者を第2号保険者という。加齢に伴う疾病による障害で要支援・要介護と認定された場合に限り給付を受けられる。
団塊の世代	戦後の第1次ベビーブーム時期（昭和22年から昭和24年頃）に生まれた世代のこと。
地域通貨	特定の地域内やメンバー間だけで利用できる通貨。例えば、ボランティア活動に対する報酬として、地元商店街のみで商品やサービスを購入できる地域通貨を発行するといった具合に、コミュニティの活性化などを目的に導入されるケースが多い。
地域包括ケアシステム	高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される体制。
通所介護 （デイサービス）	デイサービスセンター等に通い、健康チェック・食事・入浴・レクリエーション等をして過ごす。
通所リハビリテーション （デイケア）	送迎バスによって介護老人保健施設などに通い、理学療法士や作業療法士などによる機能回復訓練を行うサービスのこと。
特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム等の入所者が、施設の職員から生活上の支援を受けることができる。
■ ナ行	
二次予防事業対象者	要支援・要介護の状態になる可能性が高い人のこと。国が設定する基本チェックリストの該当項目によって判定され、二次予防事業対象者と判定された人については、運動機能向上や栄養改善、口腔機能向上などのプログラムへの参加が推奨されている。
認知症ケアパス	自分や家族、近所の人認知症になった場合に、どこでどういったサービスを受けられるのかの具体的なイメージを持つことができるように認知症の人の生活機能障害の進行にあわせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受けられるのか、具体的な機関名やケア内容等を、あらかじめ、認知症の人とその家族に提示するためのもの。
認知症サポーター	認知症について正しい理解をもち、偏見をもち、認知症の人や家族を温かく見守る応援者のこと。特別な活動をするわけではないが、講座等で得た知識を家族や友人などに伝えたり、自分の住んでいる地域において困っている人がいれば声かけや手助けを自主的に行う。認知症サポーターになるには「認知症サポーター養成講座」を受ける必要がある。
認知症対応型共同生活介護 （グループホーム）	5～9人の認知症の人が、介護職員とともに住宅などで共同生活を送ること。
■ ハ行	
バリアフリー	高齢者や障害者などが社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去すること。具体的には、段差の解消や手すりの設置のほか、道路の整備やスロープ、点字の案内板の設置、点字ブロックの設置などがあげられる。

用語	解説
ランチ	地域包括支援センターと連携しながら、高齢者が住みなれた地域で、その人らしい生活を送ることができるように、高齢者の生活を支えるための総合相談等を行う窓口のこと。本計画では高齢者相談センターが担う役割と機能をさす。
法人成年後見事業	社会福祉協議会などの法人が成年後見人となり、判断能力の不十分な方の身上監護や財産管理等を行い、司法分野等との連携により権利を擁護することで、被後見人等が安心して生活できるよう支援する事業をさす。
訪問介護	ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴や排せつ介助または調理や掃除・洗濯等の家事の援助を行う。
■ マ行	
マッチング	異なったものを組み合わせること。本計画では高齢者の生活支援サービスの要望を持った人と手伝える人をつなぎあわせることをさす。
■ ヤ行	
要介護・要介護者・要介護認定者	介護保険のサービスの対象となる身体状況の程度で、軽い順に「要介護1～5」の5段階に分けられる。 要介護状態にある65歳以上の人、及びその原因が身体上または精神上的の障害が特定疾病によって生じたもので要介護状態にある40歳～65歳未満の人で要介護認定された状態もしくは認定者。
要支援・要支援者・要支援認定者	介護保険のサービスの対象となる身体状況の程度で、日常生活の能力は基本的にあるが、入浴等に一部介助が必要な状態。要介護状態となる恐れのある65歳以上の人及び、要介護状態となる恐れのある40歳～65歳未満の人で、その原因が身体上または精神上的の障害が特定疾病によって生じたもの。軽い順に「要支援1～2」の2段階に分けられる。
■ ワ行	
ワンコインサービス	100円、500円といったワンコインで提供するサービス。本計画では高齢者への有償による生活支援サービスの例としてあげている。